

内閣府告示第六号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）附則第三条に規定する措置に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同条に規定する措置に基づき公示する。

平成十六年三月二十九日

内閣総理大臣 小泉純一郎

- 一 構造改革特別区域計画を認定した日 平成十六年三月二十四日
- 二 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 小樽市
- 三 構造改革特別区域の名称 福祉のまちづくり推進特区
- 四 構造改革特別区域の範囲 小樽市の全域
- 五 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 障害児施設における調理業務の外部委託事業（九〇九（九一七））

内閣府告示第七号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同条第十一項の規定に基づき公示する。

平成十六年三月二十九日

内閣総理大臣 小泉純一郎

- 一 構造改革特別区域計画を認定した日 平成十六年三月二十四日
- 二 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 富良野市
- 三 構造改革特別区域の名称 富良野市幼児教育特区
- 四 構造改革特別区域の範囲 富良野市の全域
- 五 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 三歳未満児に係る幼稚園入園事業（八〇六）

内閣府告示第八号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同条第十一項の規定に基づき公示する。

平成十六年三月二十九日

内閣総理大臣 小泉純一郎

- 一 構造改革特別区域計画を認定した日 平成十六年三月二十四日
- 二 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 北海道瀬棚郡瀬棚町
- 三 構造改革特別区域の名称 有機酪農と有機農業の推進特区
- 四 構造改革特別区域の範囲 北海道瀬棚郡瀬棚町の全域
- 五 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 地方公共団体又は農地保有合理化法人による農地又は採草放牧地の特定法人への貸付け事業（一〇〇一）

内閣府告示第九号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）附則第三条に規定する措置に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同条に規定する措置に基づき公示する。

平成十六年三月二十九日

内閣総理大臣 小泉純一郎

- 一 構造改革特別区域計画を認定した日 平成十六年三月二十四日
- 二 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 北海道余市郡仁木町
- 三 構造改革特別区域の名称 児童福祉施設調理特区
- 四 構造改革特別区域の範囲 北海道余市郡仁木町の区域の一部（銀山地区）（詳細は内閣府において閲覧に供する。）
- 五 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 児童福祉施設における調理業務担当者派遣受入れ事業（九〇八（九一二））

内閣府告示第十号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同条第十一項の規定に基づき公示する。

平成十六年三月二十九日

内閣総理大臣 小泉純一郎

- 一 構造改革特別区域計画を認定した日 平成十六年三月二十四日
- 二 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 北海道余市郡赤井川村
- 三 構造改革特別区域の名称 赤井川村農村再生特区
- 四 構造改革特別区域の範囲 北海道余市郡赤井川村の全域
- 五 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 農地の権利取得後の下限面積要件の特例設定基準の弾力化による農地の利用増進事業（一〇〇六）

内閣府告示第十一号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）附則第三条に規定する措置に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同条に規定する措置に基づき公示する。

平成十六年三月二十九日

内閣総理大臣 小泉純一郎

- 一 構造改革特別区域計画を認定した日 平成十六年三月二十四日
- 二 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 北海道夕張郡長沼町
- 三 構造改革特別区域の名称 長沼町グリーン・ツーリズム特区
- 四 構造改革特別区域の範囲 北海道夕張郡長沼町の全域
- 五 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 農家民宿における簡易な消防用設備等の容認事業（四〇七）

内閣府告示第十二号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同条第十一項の規定に基づき公示する。

平成十六年三月二十九日

内閣総理大臣 小泉純一郎

- 一 構造改革特別区域計画を認定した日 平成十六年三月二十四日
- 二 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 北海道夕張郡栗山町
- 三 構造改革特別区域の名称 NPO農地トラスト特区
- 四 構造改革特別区域の範囲 北海道夕張郡栗山町の全域
- 五 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 地方公共団体又は農地保有合理化法人による農地又は採草放牧地の特定法人への貸付け事業（一〇〇一）

内閣府告示第十三号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同条第十一項の規定に基づき公示する。

平成十六年三月二十九日

内閣総理大臣 小泉純一郎

- 一 構造改革特別区域計画を認定した日 平成十六年三月二十四日
- 二 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 北海道宗谷郡猿払村
- 三 構造改革特別区域の名称 オホーツク海さるふつ外国人研修生受入れ特区
- 四 構造改革特別区域の範囲 北海道宗谷郡猿払村の全域
- 五 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 外国人研修生受入れによる人材育成促進事業（五〇六）



内閣府告示第十四号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同条第十一項の規定に基づき公示する。

平成十六年三月二十九日

内閣総理大臣 小泉純一郎

- 一 構造改革特別区域計画を認定した日 平成十六年三月二十四日
- 二 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 青森市
- 三 構造改革特別区域の名称 青森企業立地促進特区
- 四 構造改革特別区域の範囲 青森市の区域の一部（青森中核工業団地）（詳細は内閣府において閲覧に供する。）
- 五 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 土地開発公社の所有する造成地の賃貸事業（四〇三）

内閣府告示第十五号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同条第十一項の規定に基づき公示する。

平成十六年三月二十九日

内閣総理大臣 小泉純一郎

- 一 構造改革特別区域計画を認定した日 平成十六年三月二十四日
- 二 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 花巻市
- 三 構造改革特別区域の名称 花巻市内幼稚園早期入園特区
- 四 構造改革特別区域の範囲 花巻市の全域
- 五 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 三歳未満児に係る幼稚園入園事業（八〇六）

内閣府告示第十六号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）附則第三条に規定する措置に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同条に規定する措置に基づき公示する。

平成十六年三月二十九日

内閣総理大臣 小泉純一郎

- 一 構造改革特別区域計画を認定した日 平成十六年三月二十四日
- 二 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 江刺市
- 三 構造改革特別区域の名称 人の和の花咲く特区
- 四 構造改革特別区域の範囲 江刺市の全域
- 五 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 農家民宿における簡易な消防用設備等の容認事業（四〇七）

内閣府告示第十七号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定及び同法附則第三条に規定する措置に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同法第四条第十一項の規定及び同法附則第三条に規定する措置に基づき公示する。

平成十六年三月二十九日

内閣総理大臣 小泉純一郎

- 一 構造改革特別区域計画を認定した日 平成十六年三月二十四日
- 二 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 岩手県岩手郡雫石町
- 三 構造改革特別区域の名称 しずくいし・元気な農業・農村いきいき特区
- 四 構造改革特別区域の範囲 岩手県岩手郡雫石町の全域
- 五 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 農家民宿における簡易な消防用設備等の容認事業（四〇七）、特定農業者による濁酒の製造事業（七〇七）、地方公共団体及び農業協同組合以外の者による特定農地貸

付け事業（一〇〇二）及び農地の権利取得後の下限面積要件の特例設定基準の弾力化による農地の利用増進事業（一〇〇六）

内閣府告示第十八号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定及び同法附則第三条に規定する措置に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同法第四条第十一項の規定及び同法附則第三条に規定する措置に基づき公示する。

平成十六年三月二十九日

内閣総理大臣 小泉純一郎

- 一 構造改革特別区域計画を認定した日 平成十六年三月二十四日
- 二 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 仙台市
- 三 構造改革特別区域の名称 杜の都新エネルギー創造活用特区
- 四 構造改革特別区域の範囲 仙台市の全域
- 五 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 資本関係等によらない密接な関係による電力の特定供給事業（

一一〇三（一一二二）

内閣府告示第十九号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同条第十一項の規定に基づき公示する。

平成十六年三月二十九日

内閣総理大臣 小泉純一郎

- 一 構造改革特別区域計画を認定した日 平成十六年三月二十四日
- 二 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 角田市
- 三 構造改革特別区域の名称 小学校英語教育推進特区
- 四 構造改革特別区域の範囲 角田市の全域
- 五 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 構造改革特別区域研究開発学校設置事業（八〇二）

内閣府告示第二十号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定及び同法附則第三条に規定する措置に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同法第四条第十一項の規定及び同法附則第三条に規定する措置に基づき公示する。

平成十六年三月二十九日

内閣総理大臣 小泉純一郎

- 一 構造改革特別区域計画を認定した日 平成十六年三月二十四日
- 二 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 宮城県遠田郡田尻町
- 三 構造改革特別区域の名称 たじり子育てスマイル特区
- 四 構造改革特別区域の範囲 宮城県遠田郡田尻町の全域
- 五 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 幼稚園における幼稚園児及び保育所児等の合同活動事業（八〇七）、保育所における保育所児及び幼稚園児の合同活動事業（九一四）及び保育の実施に係る事務の教育



委員会への委任事業（九一六）

内閣府告示第二十一号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同条第十一項の規定に基づき公示する。

平成十六年三月二十九日

内閣総理大臣 小泉純一郎

- 一 構造改革特別区域計画を認定した日 平成十六年三月二十四日
- 二 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 宮城県栗原郡花山村
- 三 構造改革特別区域の名称 自然まるごと共生特区
- 四 構造改革特別区域の範囲 宮城県栗原郡花山村の全域
- 五 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 農地の権利取得後の下限面積要件の特例設定基準の弾力化による農地の利用増進事業（一〇〇六）

内閣府告示第二十二号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）附則第三条に規定する措置に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同条に規定する措置に基づき公示する。

平成十六年三月二十九日

内閣総理大臣 小泉純一郎

- 一 構造改革特別区域計画を認定した日 平成十六年三月二十四日
- 二 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 秋田県
- 三 構造改革特別区域の名称 スペース・イオ学習特区
- 四 構造改革特別区域の範囲 秋田県の全域
- 五 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） IT等の活用による不登校児童生徒の学習機会拡大事業（八〇五）

内閣府告示第二十三号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同条第十一項の規定に基づき公示する。

平成十六年三月二十九日

内閣総理大臣 小泉純一郎

一 構造改革特別区域計画を認定した日 平成十六年三月二十四日

二 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 秋田県

三 構造改革特別区域の名称 美の国あきた景観特区

四 構造改革特別区域の範囲 横手市及び湯沢市並びに秋田県仙北郡角館町の区域の一部（詳細は内閣府に

おいて閲覧に供する。）

五 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 屋外広告物条例に違反した屋外広告物の除却による美観風致維

持事業（一二〇九）

内閣府告示第二十四号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同条第十一項の規定に基づき公示する。

平成十六年三月二十九日

内閣総理大臣 小泉純一郎

- 一 構造改革特別区域計画を認定した日 平成十六年三月二十四日
- 二 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 長井市
- 三 構造改革特別区域の名称 食の安全安心「レインボープラン特区
- 四 構造改革特別区域の範囲 長井市の全域
- 五 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 地方公共団体又は農地保有合理化法人による農地又は採草放牧地の特定法人への貸付け事業（一〇〇一）

内閣府告示第二十五号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同条第十一項の規定に基づき公示する。

平成十六年三月二十九日

内閣総理大臣 小泉純一郎

- 一 構造改革特別区域計画を認定した日 平成十六年三月二十四日
- 二 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 山形県西置賜郡飯豊町
- 三 構造改革特別区域の名称 東洋のアルカディア郷再生特区
- 四 構造改革特別区域の範囲 山形県西置賜郡飯豊町の全域
- 五 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 特定農業者による濁酒の製造事業（七〇七）及び地方公共団体又は農地保有合理化法人による農地又は採草放牧地の特定法人への貸付け事業（一〇〇一）

内閣府告示第二十六号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同条第十一項の規定に基づき公示する。

平成十六年三月二十九日

内閣総理大臣 小泉純一郎

- 一 構造改革特別区域計画を認定した日 平成十六年三月二十四日
- 二 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 会津若松市
- 三 構造改革特別区域の名称 会津若松市新規就農支援特区
- 四 構造改革特別区域の範囲 会津若松市の区域の一部（詳細は内閣府において閲覧に供する。）
- 五 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 農地の権利取得後の下限面積要件の特例設定基準の弾力化による農地の利用増進事業（一〇〇六）

内閣府告示第二十七号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同条第十一項の規定に基づき公示する。

平成十六年三月二十九日

内閣総理大臣 小泉純一郎

- 一 構造改革特別区域計画を認定した日 平成十六年三月二十四日
- 二 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 郡山市
- 三 構造改革特別区域の名称 郡山市小中学校英語教育特区
- 四 構造改革特別区域の範囲 郡山市の全域
- 五 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 構造改革特別区域研究開発学校設置事業（八〇二）及び市町村費負担教職員任用事業（八一〇）



内閣府告示第二十八号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同条第十一項の規定に基づき公示する。

平成十六年三月二十九日

内閣総理大臣 小泉純一郎

- 一 構造改革特別区域計画を認定した日 平成十六年三月二十四日
- 二 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 茨城県
- 三 構造改革特別区域の名称 いばらき幼児教育特区
- 四 構造改革特別区域の範囲 土浦市、石岡市、下館市、結城市、龍ヶ崎市、下妻市、水海道市、北茨城市、取手市、岩井市、つくば市及び潮来市並びに茨城県東茨城郡桂村、西茨城郡友部町、岩間町及び岩瀬町、行方郡北浦町、稲敷郡美浦村及び阿見町、新治郡八郷町、結城郡八千代町、猿島郡三和町及び境町並びに北相馬郡藤代町及び利根町の全域
- 五 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本

方針別表第一に定めるところによる。(三歳未満児に係る幼稚園入園事業(八〇六))

内閣府告示第二十九号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同条第十一項の規定に基づき公示する。

平成十六年三月二十九日

内閣総理大臣 小泉純一郎

- 一 構造改革特別区域計画を認定した日 平成十六年三月二十四日
- 二 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 茨城県
- 三 構造改革特別区域の名称 いばらき美しい景観づくり特区
- 四 構造改革特別区域の範囲 水戸市及び龍ヶ崎市の区域の一部（詳細は内閣府において閲覧に供する。）
- 五 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 屋外広告物条例に違反した屋外広告物の除却による美観風致維持事業（一二〇九）

内閣府告示第三十号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同条第十一項の規定に基づき公示する。

平成十六年三月二十九日

内閣総理大臣 小泉純一郎

- 一 構造改革特別区域計画を認定した日 平成十六年三月二十四日
- 二 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 水戸市
- 三 構造改革特別区域の名称 水戸市幼・小・中英会話教育特区
- 四 構造改革特別区域の範囲 水戸市の全域
- 五 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 構造改革特別区域研究開発学校設置事業（八〇二）

内閣府告示第三十一号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定及び同法附則第三条に規定する措置に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同法第四条第十一項の規定及び同法附則第三条に規定する措置に基づき公示する。

平成十六年三月二十九日

内閣総理大臣 小泉純一郎

- 一 構造改革特別区域計画を認定した日 平成十六年三月二十四日
- 二 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 高萩市
- 三 構造改革特別区域の名称 高萩市教育特区
- 四 構造改革特別区域の範囲 高萩市の全域
- 五 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 高等学校等における学校外学修の認定可能単位数拡大事業（八〇四）、学校設置会社による学校設置事業（八一六）及び校地・校舎の自己所有を要しない小学校等設置

事業（八二〇（八〇一―二））

内閣府告示第三十二号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定及び同法附則第三条に規定する措置に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同法第四条第十一項の規定及び同法附則第三条に規定する措置に基づき公示する。

平成十六年三月二十九日

内閣総理大臣 小泉純一郎

- 一 構造改革特別区域計画を認定した日 平成十六年三月二十四日
- 二 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 北茨城市
- 三 構造改革特別区域の名称 北茨城市農山漁村交流促進特区
- 四 構造改革特別区域の範囲 北茨城市の全域
- 五 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 農家民宿における簡易な消防用設備等の容認事業（四〇七）及び特定農業者による濁酒の製造事業（七〇七）

内閣府告示第三十三号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定及び同法附則第三条に規定する措置に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同法第四条第十一項の規定及び同法附則第三条に規定する措置に基づき公示する。

平成十六年三月二十九日

内閣総理大臣 小泉純一郎

- 一 構造改革特別区域計画を認定した日 平成十六年三月二十四日
- 二 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 太田市
- 三 構造改革特別区域の名称 定住化に向けた外国人児童・生徒の教育特区
- 四 構造改革特別区域の範囲 太田市の全域
- 五 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 市町村採用教員に係る特別免許状授与手続の迅速化事業（八〇八）、市町村採用教員に係る免許状授与手続の簡素化事業（八〇九）及び市町村費負担教職員任用事業（



八  
—  
〇  
)

内閣府告示第三十四号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同条第十一項の規定に基づき公示する。

平成十六年三月二十九日

内閣総理大臣 小泉純一郎

- 一 構造改革特別区域計画を認定した日 平成十六年三月二十四日
- 二 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 志木市
- 三 構造改革特別区域の名称 ハタザクラプラン教育特区
- 四 構造改革特別区域の範囲 志木市の全域
- 五 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 市町村費負担教職員任用事業（八一〇）

内閣府告示第三十五号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同条第十一項の規定に基づき公示する。

平成十六年三月二十九日

内閣総理大臣 小泉純一郎

- 一 構造改革特別区域計画を認定した日 平成十六年三月二十四日
- 二 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 東京都新宿区
- 三 構造改革特別区域の名称 専門職育成特区
- 四 構造改革特別区域の範囲 東京都新宿区の全域
- 五 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 学校設置会社による学校設置事業（八一六）及び校地・校舎の自己所有を要しない大学等設置事業（八二一（八〇一―一））

内閣府告示第三十六号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）附則第三条に規定する措置に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同条に規定する措置に基づき公示する。

平成十六年三月二十九日

内閣総理大臣 小泉純一郎

- 一 構造改革特別区域計画を認定した日 平成十六年三月二十四日
- 二 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 東京都・飾区
- 三 構造改革特別区域の名称 障害者福祉整備推進特区
- 四 構造改革特別区域の範囲 東京都・飾区の全域
- 五 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 障害児施設における調理業務の外部委託事業（九〇九（九一七））

内閣府告示第三十七号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定及び同法附則第三条に規定する措置に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同法第四条第十一項の規定及び同法附則第三条に規定する措置に基づき公示する。

平成十六年三月二十九日

内閣総理大臣 小泉純一郎

- 一 構造改革特別区域計画を認定した日 平成十六年三月二十四日
- 二 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 神奈川県津久井郡藤野町
- 三 構造改革特別区域の名称 藤野『教育芸術』特区
- 四 構造改革特別区域の範囲 神奈川県津久井郡藤野町の全域
- 五 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 構造改革特別区域研究開発学校設置事業（八〇二）及び校地・校舎の自己所有を要しない小学校等設置事業（八二〇）（八〇一―二）

内閣府告示第三十八号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定及び同法附則第三条に規定する措置に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同法第四条第十一項の規定及び同法附則第三条に規定する措置に基づき公示する。

平成十六年三月二十九日

内閣総理大臣 小泉純一郎

- 一 構造改革特別区域計画を認定した日 平成十六年三月二十四日
- 二 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 神奈川県津久井郡藤野町
- 三 構造改革特別区域の名称 ノーマライゼーションを目指す町に「心の教育・トータルケアの場」をLD  
・ ADHD児に保障する藤野町特区
- 四 構造改革特別区域の範囲 神奈川県津久井郡藤野町の全域
- 五 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 校地・校舎の自己所有を要しない小学校等設置事業（八二〇）

八〇二―二二）及び不登校児童生徒等を対象とした学校設置に係る教育課程弾力化事業（八〇三）八一八  
）

内閣府告示第三十九号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同条第十一項の規定に基づき公示する。

平成十六年三月二十九日

内閣総理大臣 小泉純一郎

- 一 構造改革特別区域計画を認定した日 平成十六年三月二十四日
- 二 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 小千谷市
- 三 構造改革特別区域の名称 おぢや農都共生特区
- 四 構造改革特別区域の範囲 小千谷市の全域
- 五 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 地方公共団体又は農地保有合理化法人による農地又は採草放牧地の特定法人への貸付け事業（一〇〇一）



内閣府告示第四十号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同条第十一項の規定に基づき公示する。

平成十六年三月二十九日

内閣総理大臣 小泉純一郎

- 一 構造改革特別区域計画を認定した日 平成十六年三月二十四日
- 二 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 糸魚川市
- 三 構造改革特別区域の名称 翠の里産業共生特区
- 四 構造改革特別区域の範囲 糸魚川市の全域
- 五 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 地方公共団体又は農地保有合理化法人による農地又は採草放牧地の特定法人への貸付け事業（一〇〇一）及び地方公共団体及び農業協同組合以外の者による特定農地貸付け事業（一〇〇二）

内閣府告示第四十一号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同条第十一項の規定に基づき公示する。

平成十六年三月二十九日

内閣総理大臣 小泉純一郎

- 一 構造改革特別区域計画を認定した日 平成十六年三月二十四日
- 二 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 上越市
- 三 構造改革特別区域の名称 広域拠点企業立地促進特区
- 四 構造改革特別区域の範囲 上越市の全域
- 五 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 土地開発公社の所有する造成地の賃貸事業（四〇三）

内閣府告示第四十二号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同条第十一項の規定に基づき公示する。

平成十六年三月二十九日

内閣総理大臣 小泉純一郎

- 一 構造改革特別区域計画を認定した日 平成十六年三月二十四日
- 二 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 新潟県岩船郡山北町
- 三 構造改革特別区域の名称 魅力ある山北町再生特区
- 四 構造改革特別区域の範囲 新潟県岩船郡山北町の全域
- 五 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 特定農業者による濁酒の製造事業（七〇七）

内閣府告示第四十三号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同条第十一項の規定に基づき公示する。

平成十六年三月二十九日

内閣総理大臣 小泉純一郎

- 一 構造改革特別区域計画を認定した日 平成十六年三月二十四日
- 二 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 富山県東礪波郡上平村
- 三 構造改革特別区域の名称 上平村農地保全継続創造特区
- 四 構造改革特別区域の範囲 富山県東礪波郡上平村の全域
- 五 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 農地の権利取得後の下限面積要件の特例設定基準の弾力化による農地の利用増進事業（一〇〇六）

内閣府告示第四十四号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定及び同法附則第三条に規定する措置に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同法第四条第十一項の規定及び同法附則第三条に規定する措置に基づき公示する。

平成十六年三月二十九日

内閣総理大臣 小泉純一郎

- 一 構造改革特別区域計画を認定した日 平成十六年三月二十四日
- 二 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 金沢市
- 三 構造改革特別区域の名称 「世界都市金沢」小中一貫英語教育特区
- 四 構造改革特別区域の範囲 金沢市の全域
- 五 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 構造改革特別区域研究開発学校設置事業（八〇二）及び構造改革特別区域研究開発学校における教科書の早期給与特例事業（八一九）

内閣府告示第四十五号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同条第十一項の規定に基づき公示する。

平成十六年三月二十九日

内閣総理大臣 小泉純一郎

- 一 構造改革特別区域計画を認定した日 平成十六年三月二十四日
- 二 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 小松市
- 三 構造改革特別区域の名称 小松つ子育成支援特区
- 四 構造改革特別区域の範囲 小松市の全域
- 五 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 三歳未満児に係る幼稚園入園事業（八〇六）

内閣府告示第四十六号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定及び同法附則第三条に規定する措置に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同法第四条第十一項の規定及び同法附則第三条に規定する措置に基づき公示する。

平成十六年三月二十九日

内閣総理大臣 小泉純一郎

- 一 構造改革特別区域計画を認定した日 平成十六年三月二十四日
- 二 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 石川県石川郡美川町
- 三 構造改革特別区域の名称 美川サイバータウン教育特区
- 四 構造改革特別区域の範囲 石川県石川郡美川町の全域
- 五 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 構造改革特別区域研究開発学校設置事業（八〇二）、学校設置会社による学校設置事業（八一六）及び校地・校舎の自己所有を要しない小学校等設置事業（八二〇）（八

01-11)



内閣府告示第四十七号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定及び同法附則第三条に規定する措置に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同法第四条第十一項の規定及び同法附則第三条に規定する措置に基づき公示する。

平成十六年三月二十九日

内閣総理大臣 小泉純一郎

- 一 構造改革特別区域計画を認定した日 平成十六年三月二十四日
- 二 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 福井県
- 三 構造改革特別区域の名称 福井型エコ・グリーンツーリズム推進特区
- 四 構造改革特別区域の範囲 福井県今立郡今立町及び遠敷郡上中町の全域
- 五 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 農家民宿における簡易な消防用設備等の容認事業（四〇七）及び地方公共団体及び農業協同組合以外の者による特定農地貸付け事業（一〇〇二）

内閣府告示第四十八号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同条第十一項の規定に基づき公示する。

平成十六年三月二十九日

内閣総理大臣 小泉純一郎

- 一 構造改革特別区域計画を認定した日 平成十六年三月二十四日
- 二 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 福井県
- 三 構造改革特別区域の名称 ふくい幼稚園入園年齢緩和特区
- 四 構造改革特別区域の範囲 福井市、敦賀市、武生市及び大野市の全域
- 五 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 三歳未満児に係る幼稚園入園事業（八〇六）

内閣府告示第四十九号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）附則第三条に規定する措置に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同条に規定する措置に基づき公示する。

平成十六年三月二十九日

内閣総理大臣 小泉純一郎

一 構造改革特別区域計画を認定した日 平成十六年三月二十四日

二 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 福井県

三 構造改革特別区域の名称 ふくい福祉サービス充実特区

四 構造改革特別区域の範囲 福井市、敦賀市、大野市、鯖江市及びあわら市並びに福井県足羽郡美山町の

全域

五 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 指定通所介護事業所等における知的障害者及び障害児の受入事

業（九〇六）

内閣府告示第五十号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同条第十一項の規定に基づき公示する。

平成十六年三月二十九日

内閣総理大臣 小泉純一郎

一 構造改革特別区域計画を認定した日 平成十六年三月二十四日

二 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 福井県

三 構造改革特別区域の名称 ふくい美観風致維持特区

四 構造改革特別区域の範囲 福井市、敦賀市、武生市、大野市及び鯖江市の区域の一部（詳細は内閣府に

おいて閲覧に供する。）

五 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 屋外広告物条例に違反した屋外広告物の除却による美観風致維

持事業（一二〇九）

内閣府告示第五十一号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同条第十一項の規定に基づき公示する。

平成十六年三月二十九日

内閣総理大臣 小泉純一郎

- 一 構造改革特別区域計画を認定した日 平成十六年三月二十四日
- 二 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 駒ヶ根市
- 三 構造改革特別区域の名称 駒ヶ根市子ども行政の一元化特区
- 四 構造改革特別区域の範囲 駒ヶ根市の全域
- 五 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 保育の実施に係る事務の教育委員会への委任事業（九一六）

内閣府告示第五十二号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定及び同法附則第三条に規定する措置に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同法第四条第十一項の規定及び同法附則第三条に規定する措置に基づき公示する。

平成十六年三月二十九日

内閣総理大臣 小泉純一郎

- 一 構造改革特別区域計画を認定した日 平成十六年三月二十四日
- 二 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 中野市
- 三 構造改革特別区域の名称 信州中野ふるさと交流特区
- 四 構造改革特別区域の範囲 中野市の全域
- 五 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 農家民宿における簡易な消防用設備等の容認事業（四〇七）及び地方公共団体及び農業協同組合以外の者による特定農地貸付け事業（一〇〇二）

内閣府告示第五十三号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同条第十一項の規定に基づき公示する。

平成十六年三月二十九日

内閣総理大臣 小泉純一郎

- 一 構造改革特別区域計画を認定した日 平成十六年三月二十四日
- 二 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 長野県諏訪郡下諏訪町
- 三 構造改革特別区域の名称 英語教育推進特区
- 四 構造改革特別区域の範囲 長野県諏訪郡下諏訪町の全域
- 五 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 構造改革特別区域研究開発学校設置事業（八〇二）

内閣府告示第五十四号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同条第十一項の規定に基づき公示する。

平成十六年三月二十九日

内閣総理大臣 小泉純一郎

- 一 構造改革特別区域計画を認定した日 平成十六年三月二十四日
- 二 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 岐阜県大野郡荘川村
- 三 構造改革特別区域の名称 荘川村ふるさと再生特区
- 四 構造改革特別区域の範囲 岐阜県大野郡荘川村の全域
- 五 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 特定農業者による濁酒の製造事業（七〇七）



内閣府告示第五十五号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同条第十一項の規定に基づき公示する。

平成十六年三月二十九日

内閣総理大臣 小泉純一郎

- 一 構造改革特別区域計画を認定した日 平成十六年三月二十四日
- 二 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 静岡県
- 三 構造改革特別区域の名称 しずおか景観形成促進特区
- 四 構造改革特別区域の範囲 熱海市及び三島市の区域の一部（詳細は内閣府において閲覧に供する。）
- 五 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 屋外広告物条例に違反した屋外広告物の除却による美観風致維持事業（一二〇九）

内閣府告示第五十六号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同条第十一項の規定に基づき公示する。

平成十六年三月二十九日

内閣総理大臣 小泉純一郎

- 一 構造改革特別区域計画を認定した日 平成十六年三月二十四日
- 二 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 愛知県
- 三 構造改革特別区域の名称 あいち・知と技の探究教育特区
- 四 構造改革特別区域の範囲 愛知県の全域
- 五 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 高等学校等における学校外学修の認定可能単位数拡大事業（八

〇四）

内閣府告示第五十七号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同条第十一項の規定に基づき公示する。

平成十六年三月二十九日

内閣総理大臣 小泉純一郎

- 一 構造改革特別区域計画を認定した日 平成十六年三月二十四日
- 二 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 愛知県及び豊田市
- 三 構造改革特別区域の名称 農ライフ創生特区
- 四 構造改革特別区域の範囲 豊田市の区域のうち農業振興地域
- 五 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 地方公共団体及び農業協同組合以外の者による特定農地貸付け事業（一〇〇二）及び農地の権利取得後の下限面積要件の特例設定基準の弾力化による農地の利用増進事業（一〇〇六）

内閣府告示第五十八号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同条第十一項の規定に基づき公示する。

平成十六年三月二十九日

内閣総理大臣 小泉純一郎

- 一 構造改革特別区域計画を認定した日 平成十六年三月二十四日
- 二 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 三重県多気郡明和町
- 三 構造改革特別区域の名称 明和町幼保一体的運営特区
- 四 構造改革特別区域の範囲 三重県多気郡明和町の全域
- 五 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 幼稚園における幼稚園児及び保育所児等の合同活動事業（八〇七）

内閣府告示第五十九号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定及び同法附則第三条に規定する措置に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同法第四条第十一項の規定及び同法附則第三条に規定する措置に基づき公示する。

平成十六年三月二十九日

内閣総理大臣 小泉純一郎

- 一 構造改革特別区域計画を認定した日 平成十六年三月二十四日
- 二 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 三重県志摩郡阿児町
- 三 構造改革特別区域の名称 伊勢志摩インターネット高校特区
- 四 構造改革特別区域の範囲 三重県志摩郡阿児町の全域
- 五 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 構造改革特別区域研究開発学校設置事業（八〇二）、学校設置会社による学校設置事業（八一六）及び校地・校舎の自己所有を要しない小学校等設置事業（八二〇）（八

01-11)

内閣府告示第六十号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同条第十一項の規定に基づき公示する。

平成十六年三月二十九日

内閣総理大臣 小泉純一郎

- 一 構造改革特別区域計画を認定した日 平成十六年三月二十四日
- 二 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 三重県志摩郡阿児町
- 三 構造改革特別区域の名称 志摩自然学校特区
- 四 構造改革特別区域の範囲 三重県志摩郡阿児町の全域
- 五 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 地方公共団体又は農地保有合理化法人による農地又は採草放牧地の特定法人への貸付け事業（一〇〇一）

内閣府告示第六十一号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定及び同法附則第三条に規定する措置に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同法第四条第十一項の規定及び同法附則第三条に規定する措置に基づき公示する。

平成十六年三月二十九日

内閣総理大臣 小泉純一郎

- 一 構造改革特別区域計画を認定した日 平成十六年三月二十四日
- 二 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 滋賀県、大津市及び草津市
- 三 構造改革特別区域の名称 琵琶湖南部エリア大学発新産業創出特区
- 四 構造改革特別区域の範囲 大津市及び草津市の区域の一部（瀬田地区及び野路地区）（詳細は内閣府に  
おいて閲覧に供する。）
- 五 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本  
方針別表第一に定めるところによる。） 外国人研究者受入れ促進事業（五〇一、五〇二及び五〇三）及



び特定事業等に係る外国人の入国・在留諸申請優先処理事業（五〇四）

内閣府告示第六十二号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同条第十一項の規定に基づき公示する。

平成十六年三月二十九日

内閣総理大臣 小泉純一郎

- 一 構造改革特別区域計画を認定した日 平成十六年三月二十四日
- 二 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 京都市
- 三 構造改革特別区域の名称 京都市小中一貫教育特区
- 四 構造改革特別区域の範囲 京都市の全域
- 五 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 構造改革特別区域研究開発学校設置事業（八〇二）

内閣府告示第六十三号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同条第十一項の規定に基づき公示する。

平成十六年三月二十九日

内閣総理大臣 小泉純一郎

- 一 構造改革特別区域計画を認定した日 平成十六年三月二十四日
- 二 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 池田市
- 三 構造改革特別区域の名称 「教育のまち池田」特区
- 四 構造改革特別区域の範囲 池田市の全域
- 五 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 構造改革特別区域研究開発学校設置事業（八〇二）及び市町村費負担教職員任用事業（八一〇）

内閣府告示第六十四号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同条第十一項の規定に基づき公示する。

平成十六年三月二十九日

内閣総理大臣 小泉純一郎

- 一 構造改革特別区域計画を認定した日 平成十六年三月二十四日
- 二 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 尼崎市
- 三 構造改革特別区域の名称 尼崎計算教育特区
- 四 構造改革特別区域の範囲 尼崎市の全域
- 五 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 構造改革特別区域研究開発学校設置事業（八〇二）

内閣府告示第六十五号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）附則第三条に規定する措置に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同条に規定する措置に基づき公示する。

平成十六年三月二十九日

内閣総理大臣 小泉純一郎

- 一 構造改革特別区域計画を認定した日 平成十六年三月二十四日
- 二 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 兵庫県城崎郡香住町
- 三 構造改革特別区域の名称 香住町障害者福祉サービス特区
- 四 構造改革特別区域の範囲 兵庫県城崎郡香住町の全域
- 五 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 指定通所介護事業所等における知的障害者及び障害児の受入事業（九〇六）

内閣府告示第六十六号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同条第十一項の規定に基づき公示する。

平成十六年三月二十九日

内閣総理大臣 小泉純一郎

- 一 構造改革特別区域計画を認定した日 平成十六年三月二十四日
- 二 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 兵庫県養父郡大屋町
- 三 構造改革特別区域の名称 有機の里特区
- 四 構造改革特別区域の範囲 兵庫県養父郡大屋町の全域
- 五 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 農地の権利取得後の下限面積要件の特例設定基準の弾力化による農地の利用増進事業（一〇〇六）

内閣府告示第六十七号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定及び同法附則第三条に規定する措置に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同法第四条第十一項の規定及び同法附則第三条に規定する措置に基づき公示する。

平成十六年三月二十九日

内閣総理大臣 小泉純一郎

- 一 構造改革特別区域計画を認定した日 平成十六年三月二十四日
- 二 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 奈良市
- 三 構造改革特別区域の名称 「世界遺産に学び、ともに歩むまち―なら」小中一貫教育特区
- 四 構造改革特別区域の範囲 奈良市の全域
- 五 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 構造改革特別区域研究開発学校設置事業（八〇二）及び構造改革特別区域研究開発学校における教科書の早期給与特例事業（八一九）

内閣府告示第六十八号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同条第十一項の規定に基づき公示する。

平成十六年三月二十九日

内閣総理大臣 小泉純一郎

- 一 構造改革特別区域計画を認定した日 平成十六年三月二十四日
- 二 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 生駒市
- 三 構造改革特別区域の名称 情報教育推進特区
- 四 構造改革特別区域の範囲 生駒市の全域
- 五 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 構造改革特別区域研究開発学校設置事業（八〇二）



内閣府告示第六十九号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同条第十一項の規定に基づき公示する。

平成十六年三月二十九日

内閣総理大臣 小泉純一郎

- 一 構造改革特別区域計画を認定した日 平成十六年三月二十四日
- 二 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 和歌山県
- 三 構造改革特別区域の名称 和歌山元気まちおこし特区
- 四 構造改革特別区域の範囲 和歌山市の区域の一部（本町・城北地区）（詳細は内閣府において閲覧に供する。）
- 五 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）（中心市街地における商業の活性化事業（一一〇二））

内閣府告示第七十号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定及び同法附則第三条に規定する措置に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同法第四条第十一項の規定及び同法附則第三条に規定する措置に基づき公示する。

平成十六年三月二十九日

内閣総理大臣 小泉純一郎

- 一 構造改革特別区域計画を認定した日 平成十六年三月二十四日
- 二 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 橋本市
- 三 構造改革特別区域の名称 幼保子育て特区
- 四 構造改革特別区域の範囲 橋本市の区域の一部（あやの台ニュータウン地区）（詳細は内閣府において  
閲覧に供する。）
- 五 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本  
方針別表第一に定めるところによる。） 幼稚園における幼稚園児及び保育所児等の合同活動事業（八〇

七) 及び保育所における保育所児及び幼稚園児の合同活動事業(九一四)

内閣府告示第七十一号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定及び同法附則第三条に規定する措置に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同法第四条第十一項の規定及び同法附則第三条に規定する措置に基づき公示する。

平成十六年三月二十九日

内閣総理大臣 小泉純一郎

- 一 構造改革特別区域計画を認定した日 平成十六年三月二十四日
- 二 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 和歌山県西牟婁郡白浜町
- 三 構造改革特別区域の名称 幼児園特区
- 四 構造改革特別区域の範囲 和歌山県西牟婁郡白浜町の全域
- 五 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 幼稚園における幼稚園児及び保育所児等の合同活動事業（八〇七）及び保育所における保育所児及び幼稚園児の合同活動事業（九一四）

内閣府告示第七十二号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同条第十一項の規定に基づき公示する。

平成十六年三月二十九日

内閣総理大臣 小泉純一郎

- 一 構造改革特別区域計画を認定した日 平成十六年三月二十四日
- 二 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 益田市
- 三 構造改革特別区域の名称 益田市幼稚園早期入園による人づくり特区
- 四 構造改革特別区域の範囲 益田市の全域
- 五 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 三歳未満児に係る幼稚園入園事業（八〇六）

内閣府告示第七十三号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同条第十一項の規定に基づき公示する。

平成十六年三月二十九日

内閣総理大臣 小泉純一郎

- 一 構造改革特別区域計画を認定した日 平成十六年三月二十四日
- 二 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 島根県邑智郡桜江町
- 三 構造改革特別区域の名称 桜江農業特区
- 四 構造改革特別区域の範囲 島根県邑智郡桜江町の全域
- 五 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 地方公共団体又は農地保有合理化法人による農地又は採草放牧地の特定法人への貸付け事業（一〇〇一）

内閣府告示第七十四号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同条第十一項の規定に基づき公示する。

平成十六年三月二十九日

内閣総理大臣 小泉純一郎

- 一 構造改革特別区域計画を認定した日 平成十六年三月二十四日
- 二 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 島根県隠岐郡西郷町
- 三 構造改革特別区域の名称 西郷町幼稚園早期入園特区
- 四 構造改革特別区域の範囲 島根県隠岐郡西郷町の全域
- 五 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 三歳未満児に係る幼稚園入園事業（八〇六）

内閣府告示第七十五号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）附則第三条に規定する措置に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同条に規定する措置に基づき公示する。

平成十六年三月二十九日

内閣総理大臣 小泉純一郎

- 一 構造改革特別区域計画を認定した日 平成十六年三月二十四日
- 二 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 島根県隠岐郡五箇村
- 三 構造改革特別区域の名称 誰もが安心して暮らせる五箇特区
- 四 構造改革特別区域の範囲 島根県隠岐郡五箇村の全域
- 五 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 指定通所介護事業所等における知的障害者及び障害児の受入事業（九〇六）



内閣府告示第七十六号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同条第十一項の規定に基づき公示する。

平成十六年三月二十九日

内閣総理大臣 小泉純一郎

- 一 構造改革特別区域計画を認定した日 平成十六年三月二十四日
- 二 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 島根県隠岐郡海士町
- 三 構造改革特別区域の名称 潮風農業特区
- 四 構造改革特別区域の範囲 島根県隠岐郡海士町の全域
- 五 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 地方公共団体又は農地保有合理化法人による農地又は採草放牧地の特定法人への貸付け事業（一〇〇一）

内閣府告示第七十七号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同条第十一項の規定に基づき公示する。

平成十六年三月二十九日

内閣総理大臣 小泉純一郎

- 一 構造改革特別区域計画を認定した日 平成十六年三月二十四日
- 二 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 岡山県
- 三 構造改革特別区域の名称 おかやまスペシャリスト育成教育特区
- 四 構造改革特別区域の範囲 岡山県の全域
- 五 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 高等学校等における学校外学修の認定可能単位数拡大事業（八

〇四）

内閣府告示第七十八号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同条第十一項の規定に基づき公示する。

平成十六年三月二十九日

内閣総理大臣 小泉純一郎

- 一 構造改革特別区域計画を認定した日 平成十六年三月二十四日
- 二 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 岡山県川上郡川上町
- 三 構造改革特別区域の名称 就農支援特区
- 四 構造改革特別区域の範囲 岡山県川上郡川上町の全域
- 五 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 農地の権利取得後の下限面積要件の特例設定基準の弾力化による農地の利用増進事業（一〇〇六）

内閣府告示第七十九号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同条第十一項の規定に基づき公示する。

平成十六年三月二十九日

内閣総理大臣 小泉純一郎

- 一 構造改革特別区域計画を認定した日 平成十六年三月二十四日
- 二 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 広島県
- 三 構造改革特別区域の名称 広島国際物流・交流特区
- 四 構造改革特別区域の範囲 広島市及び廿日市市並びに広島県安芸郡海田町及び坂町の全域
- 五 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 臨時開庁手数料の軽減による貿易の促進事業（七〇一）

内閣府告示第八十号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定及び同法附則第三条に規定する措置に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同法第四条第十一項の規定及び同法附則第三条に規定する措置に基づき公示する。

平成十六年三月二十九日

内閣総理大臣 小泉純一郎

- 一 構造改革特別区域計画を認定した日 平成十六年三月二十四日
- 二 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 広島県沼隈郡沼隈町
- 三 構造改革特別区域の名称 みろくの里スローライフ特区
- 四 構造改革特別区域の範囲 広島県沼隈郡沼隈町の全域
- 五 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 外国人研究者受入れ促進事業（五〇一、五〇二及び五〇三）及び特定事業等に係る外国人の入国・在留諸申請優先処理事業（五〇四）

内閣府告示第八十一号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同条第十一項の規定に基づき公示する。

平成十六年三月二十九日

内閣総理大臣 小泉純一郎

- 一 構造改革特別区域計画を認定した日 平成十六年三月二十四日
- 二 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 山口県豊浦郡豊田町
- 三 構造改革特別区域の名称 とよたアグリビジネス特区
- 四 構造改革特別区域の範囲 山口県豊浦郡豊田町の全域
- 五 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 地方公共団体又は農地保有合理化法人による農地又は採草放牧地の特定法人への貸付け事業（一〇〇一）、地方公共団体及び農業協同組合以外の者による特定農地貸付け事業（一〇〇二）及び農地の権利取得後の下限面積要件の特例設定基準の弾力化による農地の利用増進

事業（一〇〇六）

内閣府告示第八十二号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定及び同法附則第三条に規定する措置に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同法第四条第十一項の規定及び同法附則第三条に規定する措置に基づき公示する。

平成十六年三月二十九日

内閣総理大臣 小泉純一郎

- 一 構造改革特別区域計画を認定した日 平成十六年三月二十四日
- 二 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 徳島県勝浦郡上勝町
- 三 構造改革特別区域の名称 上勝町まるごとエコツアー特区
- 四 構造改革特別区域の範囲 徳島県勝浦郡上勝町の全域
- 五 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 農家民宿における簡易な消防用設備等の容認事業（四〇七）、特定農業者による濁酒の製造事業（七〇七）及び地方公共団体及び農業協同組合以外の者による特定農地



貸付け事業（一〇〇二）

内閣府告示第八十三号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同条第十一項の規定に基づき公示する。

平成十六年三月二十九日

内閣総理大臣 小泉純一郎

- 一 構造改革特別区域計画を認定した日 平成十六年三月二十四日
- 二 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 松山市
- 三 構造改革特別区域の名称 松山市キャリア人材育成特区
- 四 構造改革特別区域の範囲 松山市の全域
- 五 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 学校設置会社による学校設置事業（八一六）及び校地・校舎の自己所有を要しない大学等設置事業（八二一（八〇一一））

内閣府告示第八十四号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同条第十一項の規定に基づき公示する。

平成十六年三月二十九日

内閣総理大臣 小泉純一郎

- 一 構造改革特別区域計画を認定した日 平成十六年三月二十四日
- 二 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 高知県長岡郡大豊町
- 三 構造改革特別区域の名称 大豊町ゆとり農業推進特区
- 四 構造改革特別区域の範囲 高知県長岡郡大豊町の全域
- 五 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 地方公共団体又は農地保有合理化法人による農地又は採草放牧地の特定法人への貸付け事業（一〇〇一）

内閣府告示第八十五号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）附則第三条に規定する措置に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同条に規定する措置に基づき公示する。

平成十六年三月二十九日

内閣総理大臣 小泉純一郎

- 一 構造改革特別区域計画を認定した日 平成十六年三月二十四日
- 二 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 長崎市
- 三 構造改革特別区域の名称 長崎市知的障害者及び障害児デイサービス特区
- 四 構造改革特別区域の範囲 長崎市の全域
- 五 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 指定通所介護事業所等における知的障害者及び障害児の受入事業（九〇六）

内閣府告示第八十六号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定及び同法附則第三条に規定する措置に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同法第四条第十一項の規定及び同法附則第三条に規定する措置に基づき公示する。

平成十六年三月二十九日

内閣総理大臣 小泉純一郎

- 一 構造改革特別区域計画を認定した日 平成十六年三月二十四日
- 二 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 長崎市
- 三 構造改革特別区域の名称 長崎いきいき農業特区
- 四 構造改革特別区域の範囲 長崎市の区域のうち農業振興地域
- 五 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 地方公共団体又は農地保有合理化法人による農地又は採草放牧地の特定法人への貸付け事業（一〇〇一）、農地の権利取得後の下限面積要件の特例設定基準の弾力化に

よる農地の利用増進事業（一〇〇六）及び有害鳥獣捕獲における狩猟免許を有しない従事者容認事業（一  
三〇三）

内閣府告示第八十七号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定及び同法附則第三条に規定する措置に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同法第四条第十一項の規定及び同法附則第三条に規定する措置に基づき公示する。

平成十六年三月二十九日

内閣総理大臣 小泉純一郎

- 一 構造改革特別区域計画を認定した日 平成十六年三月二十四日
- 二 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 長崎県南高来郡小浜町
- 三 構造改革特別区域の名称 小浜総合自然エネルギー特区
- 四 構造改革特別区域の範囲 長崎県南高来郡小浜町の全域
- 五 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 資本関係等によらない密接な関係による電力の特定供給事業（

一一〇三（一一二二）

内閣府告示第八十八号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同条第十一項の規定に基づき公示する。

平成十六年三月二十九日

内閣総理大臣 小泉純一郎

- 一 構造改革特別区域計画を認定した日 平成十六年三月二十四日
- 二 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 水俣市
- 三 構造改革特別区域の名称 水俣環境・リサイクル産業特区
- 四 構造改革特別区域の範囲 水俣市の全域
- 五 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 土地開発公社の所有する造成地の賃貸事業（四〇三）



内閣府告示第八十九号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同条第十一項の規定に基づき公示する。

平成十六年三月二十九日

内閣総理大臣 小泉純一郎

- 一 構造改革特別区域計画を認定した日 平成十六年三月二十四日
- 二 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 延岡市
- 三 構造改革特別区域の名称 延岡市幼児教育特区
- 四 構造改革特別区域の範囲 延岡市の全域
- 五 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 三歳未満児に係る幼稚園入園事業（八〇六）

内閣府告示第九十号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同条第十一項の規定に基づき公示する。

平成十六年三月二十九日

内閣総理大臣 小泉純一郎

- 一 構造改革特別区域計画を認定した日 平成十六年三月二十四日
- 二 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 鹿屋市
- 三 構造改革特別区域の名称 かのやすくすく特区
- 四 構造改革特別区域の範囲 鹿屋市の全域
- 五 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 市町村費負担教職員任用事業（八一〇）

内閣府告示第九十一号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同条第十一項の規定に基づき公示する。

平成十六年三月二十九日

内閣総理大臣 小泉純一郎

- 一 構造改革特別区域計画を認定した日 平成十六年三月二十四日
- 二 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 大口市
- 三 構造改革特別区域の名称 山間農地安心安全作物生産振興特区
- 四 構造改革特別区域の範囲 大口市の全域
- 五 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 地方公共団体又は農地保有合理化法人による農地又は採草放牧地の特定法人への貸付け事業（一〇〇一）

内閣府告示第九十二号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同条第十一項の規定に基づき公示する。

平成十六年三月二十九日

内閣総理大臣 小泉純一郎

- 一 構造改革特別区域計画を認定した日 平成十六年三月二十四日
- 二 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 西之表市
- 三 構造改革特別区域の名称 さつまいも地域資源再生特区
- 四 構造改革特別区域の範囲 西之表市の区域の一部（中割地域）（詳細は内閣府において閲覧に供する。）
- 五 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 地方公共団体又は農地保有合理化法人による農地又は採草放牧地の特定法人への貸付け事業（一〇〇一）

内閣府告示第九十三号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同条第十一項の規定に基づき公示する。

平成十六年三月二十九日

内閣総理大臣 小泉純一郎

- 一 構造改革特別区域計画を認定した日 平成十六年三月二十四日
- 二 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 浦添市
- 三 構造改革特別区域の名称 浦添市英語教育特区
- 四 構造改革特別区域の範囲 浦添市の全域
- 五 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 構造改革特別区域研究開発学校設置事業（八〇二）